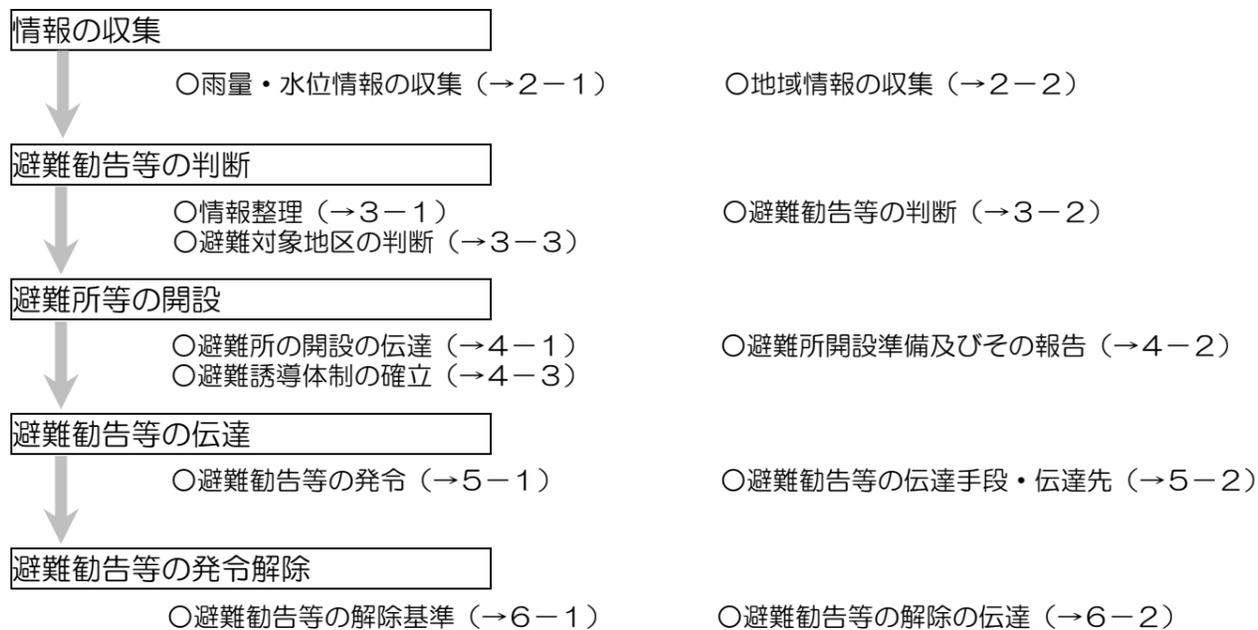


避難勧告等の種類

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	避難勧告 (警戒レベル4)	避難指示(緊急) (警戒レベル4)
発令時の状況	災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況、また、避難行動要支援者が避難行動を開始する必要がある状況	災害により人的被害が発生する可能性が高まり、避難行動を開始する必要がある状況	災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、緊急に避難をする必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ●速やかな避難に向けた準備(家族との連絡、非常時持出品の用意等) ●避難行動要支援者は、避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●立退き避難(指定緊急避難場所への移動や近隣の高い建物等への移動) ●屋内安全確保(建物内の安全な場所での待避(垂直避難)) 	<ul style="list-style-type: none"> ●まだ立退き避難をしていない者の緊急立退き避難(指定緊急避難場所等への移動) ●立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動(建物内の安全な場所での待避(垂直避難))

業務フロー



避難勧告等の対象となる区域

洪水等

洪水等に関する避難勧告等の対象となる区域は、洪水予報河川、水位周知河川の氾濫を想定した洪水浸水想定区域を基本として設定する。

なお、洪水浸水想定区域外に居住する住民であっても、中小河川の氾濫や内水氾濫により、避難行動をとることが必要な場合があることに留意する。

対象河川	避難を要する地域
【洪水予報河川】 野洲川下流	上鉤、下鉤、伊勢落、林、出庭、辻、高野、六地藏、小野、手原1～8丁目、中沢1・3丁目、大橋1～7丁目、蜂屋、野尻、縷1～10丁目、苅原、笠川、小平井1～4丁目、霊仙寺1～6丁目、北中小路、十里
【水位周知河川】 草津川	下戸山、岡、目川、坊袋、川辺、安養寺6～8丁目、小柿1～10丁目、中沢1～3丁目、上鉤、下鉤、御園、上砥山、井上、東坂、観音寺、縷4～6丁目、苅原、笠川、小平井1～4丁目、霊仙寺1～6丁目、十里

土砂災害等

避難勧告等の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を基本とし、土砂災害は命を脅かすことが多いことから、その全ての区域において立退き避難することを原則とする。

避難勧告等が発令された場合は、発令対象学区等の住民のうち、居住地が土砂災害警戒区域に所在する住民は、自らの居住地等の状況に応じた避難行動(立退き避難等)をとる必要がある。

避難を要する地域	想定される災害
御園	急傾斜地崩壊
上砥山	急傾斜地崩壊
荒張	土石流、急傾斜地崩壊
井上	急傾斜地崩壊
東坂	土石流、急傾斜地崩壊
観音寺	土石流、急傾斜地崩壊、地すべり
下戸山	急傾斜地崩壊
六地藏	急傾斜地崩壊
伊勢落	急傾斜地崩壊

避難勧告等の判断基準

洪水予報河川（野洲川下流）に関する避難勧告等の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が避難判断水位である4.3mに達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれているとき ○指定河川洪水予報の水位予測により、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されるとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.8mに達したと発表されたとき ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想されるとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難指示（緊急）	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.8mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）である5.995mに到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
警戒レベル5 災害生情報	○決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報等により把握できた場合）

水位周知河川（草津川）に関する避難勧告等の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が避難判断水位である3.4mに達したとき ○洪水警報が発表され、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき ①草津川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現したとき ②金勝川の目川水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.6mを超えているとき ③金勝川の目川水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.3mに達したとき ○草津川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき ○異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難指示（緊急）	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である4.565mに到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
警戒レベル5 災害生情報	○決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

その他河川等に関する避難勧告等の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき ①河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現したとき ②市域及び市域上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき ○異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難指示（緊急）	○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
警戒レベル5 災害生情報	○決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

土砂災害に関する避難勧告等の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度メッシュが大雨警報発表基準の土壤雨量指数を超過する「避難準備開始の目安（LEVEL2）」となったとき ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌朝早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合で必要と認められるとき
警戒レベル4 避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生する可能性が高まったとき ○県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度メッシュが「避難開始の目安（LEVEL3）」となり、土砂災害の発生する可能性が高まったとき ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等へのクラック等）が発見されたとき
警戒レベル4 避難指示（緊急）	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度メッシュが「土砂災害発生のおそれ大（LEVEL4）」となったとき ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○山鳴り、流木の流出の発生が確認されたとき ○避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき ○土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報が国土交通省または滋賀県から通知されたとき
警戒レベル5 災害生情報	○土砂災害が発生したとき

※地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命又は財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合には、上記の避難基準に達していない場合においても、避難勧告等の発令を行う。
※土砂災害警戒情報が発表された場合の詳細情報は、インターネットで確認する。